

工事名：

船舶名：

平成 年 月 日 点検者：

小型船舶簡易チェックリスト(船員法関係を除く)

適用法令	点検事項	罪条	罰条	点検結果	備考
船舶安全法	船舶の検査(船舶検査証書の受有)	法18条1項1号	同左		検査期限切れも同様 船舶所有者処罰規定適用
	船舶検査証書の船内備付	規則40条	規則68条1号		臨時変更証も同様
	船舶検査済票の両舷貼付	規則42条3項	規則68条2号		P10参照 両罰規定適用 船舶番号と一部重複
	船舶検査手帳の船内備付	規則46条4項	規則68条3号		
	航行区域の遵守	法18条1項2号	同左		船舶所有者処罰規定適用(以下同じ)
	最大搭載人員の遵守	法18条1項4号	同左		
	無線電信の施設が必要な船舶への当該施設の設定	法18条1項6号	同左		P11、12参照
	中間検査の受検	法18条1項7号	同左		
	船舶検査証書記載条件の遵守	法18条1項8号	同左		
	救命胴衣等法定備品の搭載	法18条1項9号	同左		P11、12参照 安全に関する 改造・修理後の臨時検査
船舶職員及び小型船舶操縦者法	乗船基準に基づく資格者の乗込ませ	法23条の31、1項	法30条の3、1号		P13参照 船舶所有者に適用 両罰規定適用
	乗船基準に基づく資格者の乗組み	法23条の33	法31条1号		無資格で乗船したものに適用 両罰規定適用
	操縦免許証の携行	法25条	法32条		過料 前科はつかない
小型船舶の登録等に関する法律 (漁船法の適用のある漁船には適用がない)	小型船舶登録原簿への登録	法3条	法36条		
	船舶番号の表示	法8条	法37条1号		船舶検査済票と一部重複
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	船舶発生廃棄物の排出に関する遵守事項等の掲示	法10条の5	法58条2号		全長12メートル以上の船舶は「プラカードB」を掲示。船舶に乗組員以外の乗船者がいる場合は「プラカードAとB」を掲示。 両罰規定適用

工事名：

船舶名：

平成 年 月 日 点検者：

20トン以上の船舶簡易チェックリスト(船員法及び特殊貨物船舶運送規則関係を除く)

適用法令	点検事項	罪条	罰条	点検結果	備考
船舶安全法	満載喫水線の表示の隠蔽、変更又は抹消	法17条	同左		適用 沿海区域を航行する24メートル以上の船舶、近海区域以上の航行区域を有する船舶
	船舶の検査(船舶検査証書の受有)	法18条1項1号	同左		船舶所有者処罰規定適用
	船舶検査証書の船内備付	規則40条	規則68条1号		
	船舶検査手帳の船内備付	規則46条4項	規則68条3号		
	航行区域の遵守	法18条1項2号	同左		船舶所有者処罰規定適用(以下同じ)
	最大搭載人員の遵守	法18条1項4号	同左		
	満載喫水線を超えて積載	法18条1項5号	同左		適用 沿海区域を航行する24メートル以上の船舶、近海区域以上の航行区域を有する船舶
	無線電信の施設の設置	法18条1項6号	同左		
	中間検査の受検	法18条1項7号	同左		
	法定備品の搭載	法18条1項9号	同左		安全に関する改造・修理後の臨時検査受検
船舶職員及び小型船舶操縦者法	乗船基準に基づく資格者の乗込ませ	法18条1項	法30条の3、1号		船舶所有者に適用 両罰規定適用
	乗船基準に基づく資格者の乗組み	法21条1項	法31条1号		無資格で乗船したものに適用 両罰規定適用
	海技免状の船内備置	法25条	法32条		過料 前科はつかない
港則法	港内で散乱するおそれのあるものの荷役時の脱落防止装置の設置	法24条2項	法41条2号		両罰規定適用
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	油濁防止規程の策定、備付又は掲示	法7条1項	法57条2号		適用 400トン以上の船舶(推進機関を有しない船舶を除く) 両罰規定適用
	油記録簿の備付	法8条1項	法58条2号		適用 100トン以上の船舶 (ビルジを生じることがないタンカー以外の船舶には適用がない)
	油記録簿の記載	法8条2項	法58条3号		両罰規定適用
	油記録簿の船内保管	法8条3項	法58条2号		
	船舶発生廃棄物防止規程の策定、備付又は掲示	法10条の3、1項	法57条2号		適用 100トン以上の船舶又は最大搭載人員15人以上の船舶 両罰規定適用
	船舶発生廃棄物の排出に関する遵守事項等の掲示	法10条の5	法58条2号		全長12メートル以上の船舶は「プラカードB」を掲示。船舶に乗組員以外の乗船者がいる場合は「プラカードAとB」を掲示。 両罰規定適用

工事名：

船舶名：

平成 年 月 日 点検者：

船員法簡易チェックスト(総トン数5トン以上の船舶) 船員法はすべて両罰規定適用

適用法令	点検事項	罪条	罰条	点検結果	備考
船員法	書類の備置又は記載義務若しくは虚偽記載禁止	法18条1項	法126条5号		船舶国籍証書(小型船舶を除く。)、海員名簿、航海日誌、積荷に関する書類等
	雇入契約成立後の書面の記載・交付、船内保管義務違反	法36条	法131条1号2号		
	雇入、雇止め契約の成立等の届出	法37条1項	法133条1号		虚偽の届出も違反
	船員手帳の保管	法50条2項	法126条1号		
	通常配置表の策定、掲示義務	法66条の2			通常の場合における船員の船内作業の時間帯及び作業内容
	船員労働安全衛生規則等の遵守義務違反	法81条1項	法130条		船員労働安全規則関係遵守事項(抜粋)は下表のとおり
	健康証明書を持たない者の乗組ませ禁止	法83条1項	法131条1号		
船員法81条に基づく船員労働安全衛生規則	安全担当者及び衛生担当者の選任	規則2条	法130条		乗組員10名以下の場合船長が兼務可
	安全記録簿及び衛生記録簿の作成	規則5条 規則8条			規則5条6号及び8条6号 安全管理及び衛生管理記録の作成に関すること
	作業環境の整備等	規則17条			設備、器械、器具等の整理整頓
	接触等からの防護、安全な足場の設置、高温管の被覆	規則18条			回転軸、歯車等からの接触防護
	通行の安全	規則19条			船外との通行の安全確保
	器具等の整頓	規則20条			落下、転倒、接触により危害の恐れのある器具の整頓
	密閉区画からの脱出装置等	規則21条			冷凍庫等内部での閉じ込められ防止
	燃え易い廃棄物の処理	規則22条			油を含んだ布切れ、木くずの処理
	液化石油ガスの取扱い	規則22条の2			液化石油ガスを調理室で使用する場合の換気、無人化の禁止措置
	管系等の表示	規則23条			管系及び電路の識別標準による識別表示
	安全標識	規則24条			危険物保存場所 危険な箇所 脱出箇所
	作業の安全を確保するための十分な照明	規則25条			
	つまづき、すべり、踏み抜き等のおそれのないよう床面等の安全	規則26条			作業場所及び通路の安全確保
	足場等の安全確保	規則27条			足場及び歩み板の材質・構造
	海中転落の防止策	規則27条の2			保護柵の設置等
経験又は技能を有する者による危険な船内作業	規則28条		クレーン、フォークリフトの運転、玉掛け等規則28条に記載する作業		
その他の船員労働安全衛生規則に定める指示事項	規則		衛生基準(29~43条)、検知器具及び保護具(44~45条)、個別作業基準(46~73条)、年少船員の就業制限等(74~75条)		
船員法施行規則	医薬品等の備付け	施行規則53条			告示で定める医薬品等
	国土交通省監修「小型船医療便覧」の備付け	施行規則54条			平水区域を航行する船舶は必要ない 近海区域以遠航行船舶は「日本船舶医療便覧」